

債務返済期限延長後の返済日の到来と支払停止・支払不能

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和5年11月22日
【事件番号】 令和4年（ワ）第14086号
【事件名】 預金払戻請求事件
【裁判結果】 一部認容
【参照法令】 会社更生法49条1項3号・49条2項2号
【掲載誌】 金判1691号44頁
◆ LEX/DB 文献番号 25599719

東北大学准教授 宇野瑛人

事実の概要

1 株式会社Aは、Yら金融機関に対して借入金債務を負担していた（以下、集団としてのこれら金融機関を「取引金融機関」とし、取引金融機関に対する借入金債務を「本件借入金債務」とする）。弁済資金の調達が困難となったA（実際にはAを含むグループが問題となるが、以下Aで代表させる）は、令和2年7月及び8月に経営改善計画（以下、「旧計画」とする）を取引金融機関に提示し、本件借入金債務の最終返済日を令和3年7月30日ないし同年8月2日とする条件変更契約が両者の間で締結された（以下、「本件条件変更契約」とする）。旧計画においては、同年8月から事業キャッシュフローによる残債務額に応じた割合的弁済（プロラタ弁済）を行うことが予定されていた。

2 同年7月、本件借入金債務の残債務は180億円あまりとなる一方、Aは現金及び預金を合わせて11億円程度しか有していなかった。

(1) このような状況下でAは同月8日、同年8月以降Aを含むグループ会社全体（グループ全体としての債務額は430億円あまり）で事業キャッシュフローからの毎月総額5000万円のプロラタ弁済を行う計画（以下、「新計画」とする）を取引金融機関に提示して、本件借入金債務について令和4年7月末日までのさらなる猶予を求めた。

(2) (1)に対する同意が得られなかったことから、令和3年7月16日、Aは取引金融機関に同年8月下旬に改めて返済計画を提示することを予告しつつ、同年9月30日まで新計画に従った弁済分を除く部分について猶予を求めたが、やはり取引金融機関からの承諾はなされなかった。

(3) 同年8月31日、一部の取引金融機関は、Aに対して新計画に担保提供等を盛り込むことを要請し（以下、「本件要請」とする）、これに応じない場合には新計画に同意せず、債権回収の措置を講じる旨を通知した。Aは本件要請に対応することなく、その後数度に渡って取引金融機関に支払猶予を求めたが、殆どの取引金融機関から同意を得ることができずに終わった。

(4) Aは最終返済日（同年7月30日ないし同年8月2日）に本件借入金債務を弁済することはなかったものの、同年8月から令和4年2月まで新計画案に従った弁済及び資産売却部分からの弁済を続けた。この間、実際に債権回収行為に及んだ取引金融機関もなかった。

3 AがYに有していた普通預金（以下、「本件普通預金」とする）口座には、同年2月28日以降、Yの要請を受けたAの依頼を受けていたYのグループ会社15社から売掛金2億5000万円あまりが振り込まれた。これを受けてYは、同年3月11日、YのAに対する貸金債権を自働債権、本件普通預金口座にかかる預金債権を受働債権として、本件普通預金口座の残高でもって相殺をする意思表示をした（以下、「本件相殺」とする¹⁾。なお、本件預金口座からの振替えによって成立した別段預金口座残高との相殺も同時に行われているが、大きく取り上げる余裕がない²⁾。

4 同年3月25日、Aは更生手続開始決定を受けた。更生管財人に選任されたXは、本件相殺は会社更生法49条1項3号によって禁止されるとして、Yに本件普通預金の払出しを求めた。

本件においては、主として本件相殺が会社更生法49条1項3号（Yによる支払停止認識後の債務

負担)に該当して禁止されるか、同条2項2号(Yによる危機時期認識「前に生じた原因」)に該当してなお許容されるか³⁾が争点となった。以下、前者の争点を評釈の対象とする。

判決の要旨

本件相殺にかかる部分については、Xの請求を全部認容。なお、〔 〕は評釈者が補ったもの。

1 支払停止の存在について、「Aは、令和2年7月頃時点において、取引金融機関に対して合計約181億円の借入金債務を負っていて、令和3年7月時点でもその元本の返済はほぼ行われていなかったこと、他方で、同月時点で更生会社は現金及び預金として約11億円しか保有しておらず、他に上記最終返済日が到来した借入金債務を一般的かつ継続的に弁済できる状況にあったとの事実を認めるに足りる証拠がないことを併せて考慮すれば、A……は、本件各条件変更契約による借入金債務の元本の最終返済日がすべて到来した同年8月2日の時点において、上記最終返済の猶予を求め、現に最終の返済を行わなかったことをもって、その借入金等の債務を一般的かつ継続的に弁済することができない旨を取引金融機関などの外部に表示していたものと認められ」、Aが新計画を提示しそれに従った弁済を実行していたとしてもこのことを覆すものではない。

2 支払不能の不存在について、「Aの旧経営改善計画の提示から本件各条件変更契約に至った……経緯に照らせば、同〔令和3〕年8月の時点において、Aは、上記プロラタ弁済を提案どおり実行できなければ、当然、取引金融機関から上記最終返済日限りその借入金債務の全額の弁済を迫られるものであったと解するのが、本件各条件変更契約締結当時のA及び取引金融機関の意思解釈として合理的であって、Aと取引金融機関との間で、Aが上記最終返済日に借入金債務の全額を弁済することが全く予定されていなかったものとは認められない。……実際、A……は、上記最終返済日に先立ち、事業キャッシュフローからのプロラタ弁済として毎月総額5000万円の限度での弁済しか提示及び実行できなかったものである。

また、……取引金融機関は、Aに対して取引金融機関全行が本件各条件変更契約による最終返済日を変更する返済猶予を承諾していたものとは認

められない。

そして、……令和3年7月時点で、Aは、令和2年7月頃時点において取引金融機関に対して負っていた合計約181億円の借入金債務の元本の弁済をほぼ行っておらず、他方で、現金及び預金として約11億円しか保有していなかったことを併せて考慮すれば、Aについて、令和3年8月2日の時点において、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき一般的かつ継続的に弁済することができない状態になかったものとはいえない。」

判例の解説

一 はじめに

本件は、会社更生法49条1項3号の相殺禁止について、主として、同条本文の要件である「支払停止」の発生(判旨1)とYによるその認識、そして同条但書の「当該支払の停止があった時ににおいて支払不能でなかったとき」該当性(判旨2)が問題となっている。各要件は、更生会社が支払不能となった後にそれを認識した更生債権者が更生会社に対する債務を負担して、更生債権とこの債務とを相殺することを、支払不能後にそれを認識して更生債権者が担保を取得した場合(会社更生法127条の3第1項1号)と同様に債権者平等を侵害することを理由として否定(但書)しつつ、支払停止とその認識によって更生会社の支払不能とその認識が推定されること(本文)を表現している。

なお、本件と同一事件と思われる別訴として東京地判令5・9・29(金判1690号40頁)がある。YがAの売掛金債権に設定した譲渡担保に対する偏頗行為否認の根拠となる有害性を否定する事情として本件相殺同様の相殺可能性が主張され、結果、そこでもYの支払停止・支払不能の発生が争点となった。興味深いことに、同判決は本判決と支払停止発生時期の認定を異にする⁴⁾が、紙幅の都合もありあまり踏み込んだ比較検討をすることができない。

二 2つの弁済計画と支払不能

判旨の順序に逆らう形になるが、まずは支払不能に関する判旨2から検討する。

支払不能は、「更生会社が、支払能力を欠くた

めに、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」と定義され（会社更生法49条1項2号）、主に破産手続開始原因として把握される破産法2条11項と実質的に変わるところはない。この定義へ該当するには、更生会社が、「支払能力」を「弁済期にある」「債務」との対比において十分に有しない、という関係が認められる必要がある⁵⁾。

1 最終返済日の趣旨解釈

通説的理解に従う限り⁶⁾、更生会社の債務の弁済期の到来がいつであるかは重要な要素となる。

これに関連して判旨2は旧計画及び本件条件変更契約によって設定された「最終返済日」の意味合いを特定する。評釈者なりにその実態を探れば、本判決は、①本件条件変更契約によって最終返済日までの猶予がまずは確定的に与えられる一方、②旧計画が一定限度で予定しているように見えるそれ以後の支払猶予は最終返済日後に予定されている弁済の実行可能性に条件付けられていたと解しているように思われる（「最終返済日に借入金債務の全額を弁済することが全く予定されていなかったものとは認められない」）。

仮にこうした契約解釈が成り立ち得るとして、本件借入金債務の弁済期到来如何はこの条件の未達に依存する。それ故か、判旨2も「毎月総額5000万円の限度での弁済しか提示及び実行できなかった」（圏点は評釈者）との評価を添える。もっとも、本判決は旧計画で予定された弁済が如何なる内容だったのか具体的には認定していない⁷⁾。

2 取引金融機関による新計画への対応

判旨2は続けて、新計画に対する取引金融機関の反応に触れるが、その目標は「最終返済日を変更する返済猶予を承諾していないことを導くことにある。(1)で述べた理解を前提としても、取引金融機関がさらなる支払猶予を承諾することが観念的にはあり得、そうなれば弁済期の到来した債務が減少することで支払不能との評価を脱し得る。これを債権者の権利行使の不存在（不作為）から導くことも全くあり得なくはないが⁸⁾、債務者の財産状況の悪化時において債権者が積極的に債権回収に走らない動機には様々なものがあり、取引金融機関がAの度重なる提案に同意しなかった本件においては猶予の意思を読み取るべきではないであろう。

以上により、本件借入金債務は全体として弁済

期が到来したものと評価されていることになる。

3 Aの支払能力・一般的弁済不能

判旨2の残りは、実際にAは債務をほぼ弁済していない上、弁済資金も弁済期の到来した債務に比して僅かしかない、という意味で支払能力の欠如を述べるものと捉えられる。支払能力は通説的には財産（のうち換価できないものを除いたもの）・信用・労務（ないし収益）からなると評価されるから、これでは不足があるようにも見えるが、本件で問題となるのはあくまで支払不能「不存在の存否」であることに注意を要する（なお、Yは弁済期の点を争っていたためか、信用等の主張を積極的にはしていなかったように見受けられる）。

三 支払停止と旧計画の非実現

「支払の停止」は、支払能力を欠くために弁済期が到来する債務を一般的かつ継続的に弁済することができない旨を明示的又は黙示的に外部に表示する債務者の行為と定義される⁹⁾。端的に言えば支払不能(二)を表示する行為を意味するが、「行為」は黙示的なもので十分であり、例えば夜逃げや手形不渡りにより銀行取引停止処分を受けることは支払能力欠如による債務の一般的弁済不能を外部に露呈させるものと評価されている。

判旨1が支払停止に該当すると見るAの「行為」は、「最終返済日」において「最終返済の猶予を求め、現に最終の返済を行わなかったこと」である。この行為は本件条件変更契約に包括される借入金債務全体を対象とするものであるから、単なる特定債務の猶予要請・不履行にとどまらず、一般的弁済不可能を表示する行為として認識される余地が生まれる。

1 一定の客観的事情の考慮

もっとも、判旨1は「借入金債務を一般的かつ継続的に弁済できる状況にあったとの事実を認めるに足りる証拠がないことを併せて考慮」する。単に取引金融機関に対する弁済不履行・猶予要請があるだけでなく、支払不能の認定（判旨2）に際して問題となる事情とも重なるいくつかの客観的事情を補っている。

そのような補充を必要とするのは、Aがなお新計画を修正して債務者からの猶予を取り付けようとしている本件の事案経過から、前記行為が「今は支払えないがなお債権者から与信（猶予）を取り付けられる」前提での行為であり、その意味で

支払能力（信用）を完全に欠いたことを前提的認識とする行為ではない、との理解の可能性が残り得るからであろう。例えば、従来私的整理開始時における債務免除等の要請行為との関係で、支払停止が債務者の支払不能表示行為である以上支払不能についての債務者の自己認識が必要であるとしつつ、債権者からの合意調達の可能性という客観的事情（猶予を求めている債権者の範囲や計画内容の合理性）を補って当該自己認識の真正性を精査することを志向する有力説が提唱されてきた¹⁰⁾。これに対しては推定規定として支払停止を位置付ける現行法と支払停止概念の規範化とは緊張関係にあるとの指摘もなされる¹¹⁾が、下級審レベルでは有力説に依拠するものが（特に事業再生ADRにおける要請との関係で）一定数見られる¹²⁾。

もっとも、判旨1はこの有力説を補助線にしてもなお若干の特殊性がある。有力説と平行に発想するならば、問題となるのは、新計画の修正に基づく提案の債権者による受入可能性＝その後の回復可能性を債権者が信頼する見通しの合理性であって、現にどれだけの弁済が実行され、ないし可能であるかではない。判旨1の指摘する「事情」においては、「他に」の部分にこの将来の評価が集約されている可能性もあるが、その内容こそが重要であることには注意を要する。

2 本件の特殊性

但し、支払猶予を得た上での旧計画という事業再建計画が破綻した後に、改めて計画策定及び再度の支払猶予への同意が求められていると見得る本件において、この再度の猶予要請が債権者による受入可能性を真に前提にしているといえるには、相対的により明らかな受入可能性を示す事情が必要である、という評価はなおあり得るかもしれない。再建計画を策定して私的整理に及ぶことは「当該計画が奏功しないことを条件とする支払不能表示」であると（これを直ちに又は遡って、支払停止と認定し得るかはともかく）いえる場合があり、本件はまさにその条件が成就しかかっている状況での追加的行為が問題となっている点に特殊性がある、と評することもできよう¹³⁾。

●—注

1) 本件相殺の後に追加で本件普通預金口座に売掛金が振り込まれたことを受けてさらなる相殺もなされているが、省略する。

2) 本判決は、別段預金口座への振替えは暫定的な弁済の趣旨でなされたものであり、Aの払戻請求権自体が成立していないとした。従前、別段預金の扱いについては、破産法71条1項2号の適用を巡って争いがあった（近時の相殺許容例として、東京高判令5・5・17金判1685号26頁）が、本判決はより前提部分での実体法上の性質決定により解決を図る点で興味深い。但し、そう解するならば振替え＝弁済が偏頗行為否認（会社更生法86条の3第1項1号）の対象となる可能性が残るようにも思われる。いずれにせよ、紙幅の都合から問題の指摘にとどめざるを得ない。

3) 本判決は、**事実の概要3**に記載したような「要請」「依頼」のみでは本件普通預金口座への振込みが約定されていたものとは評価できないことを述べ、「原因」の存在を否定している。相殺を保護するためには契約による拘束を伴う強い振込指定が必要であるとの理解を前提とするものと思われる。

4) 但し、同判決は「遅くとも」という形でより遅い時期（令和3年10月）の支払停止を認定するに過ぎない。

5) 一般性・継続性といった要素の意味合いについては、拙稿「支払不能概念の構造とその機能についての一視角（5・完）」法協136巻7号（2019年）1706頁。

6) 債務の弁済期到来に拘らない有力説（山本和彦「支払不能の概念について——偏頗行為否認の要件を中心に」同『倒産法制の現代的課題』（有斐閣、2014年）41頁以下）が存在するが、本判決がそのような理解を採っているようには見受けられない。

7) 本文一に掲げた東京地判令5・9・29は、むしろ旧計画における弁済計画の不確定性をいい、弁済内容は新計画の提示によって初めて具体化されたが取引金融機関がそれに承諾しなかったと構成する点で、旧計画からの「後退」を語る本判決とある種対照的である。

8) 「弁済期の到来した債務」は請求されている必要があるかという論点（例えば、中田淳一『破産法・和議法』（有斐閣、1959年）39頁）において問題となってきたことの内実はこのような意味合いだと考えられる。

9) 最判昭60・2・14判タ553号150頁、最判平24・10・19判タ1384号130頁。

10) 伊藤眞「債務免除等要請行為と支払停止概念」NBL670号（1999年）15頁。

11) 松下淳一「一時停止通知と『支払停止』」高橋宏志ほか編『民事手続の現代的使命 伊藤眞先生古稀祝賀論文集』（有斐閣、2015年）1047頁。もっとも、本件のように支払停止後の債務負担による相殺の局面では、専相殺目的要件等との関係で支払停止に単なる支払不能の推定規定以上の役割が担わされているとの評価がなおあり得るかもしれない。

12) 東京地決平23・8・15判タ1382号349頁等。

13) 本判決の評価（本文二1）を前提とする限り、新計画は、法的整理で諭えるならば計画策定ではなく一度策定した計画の変更（下方修正）に相当するのではなからうか。